

令和3年度地域医療介護総合確保基金事業の実施状況

資料2

事業番号	事業名	事業概要	R3基金 執行額 (千円) ※繰越含む	事業 終了 継続	R4 計画 事業	事業の目標	実績 ※ R4.3末現在で判明しているもの
1-1. 病床の機能分化・連携の推進			80,628				
1	地域医療構想推進事業	・地域医療構想を達成するため、医療機関等が行う回復期等への転換や事業縮小に係る施設整備の費用に対して支援する。 ・地域医療構想調整会議で活用する医療提供体制のあり方に係る調査・分析等を行う。	55,609	継続	○	施設・設備整備を行う医療機関 3箇所 ⇒ 地域医療構想上確保が必要な県全域の回復期病床 928床(H26)→2,020床(R3) (R7:2,566床)	3医療機関が施設・設備整備を実施 ⇒ <b>病床機能報告における回復期病床数</b> <b>928床(H26)→1,933床(R2) (1,005床増)</b>
2	周術期口腔機能管理推進事業	病院での周術期等口腔機能管理が可能な歯科医を周術期等口腔機能管理連携医として登録し、知識向上のための研修を実施するとともに、県内の病院に対して医科歯科連携の必要性について周知を図ることにより、今後、歯科のない病院においても歯科医師や歯科衛生士と連携し、入院時から在宅まで、患者の状況に応じた口腔機能管理の実施が可能となる体制づくりを目指す。	719	R4 まで 継続	—	①冊子・リーフレット作成 各1500部 ②研修会の実施 2回(1回、150人) ③訪問病院数 60箇所/2年 ⇒ 医科歯科連携により周術期口腔管理を行う歯科診療所の数 0施設(H29、がん連携登録歯科医以外) →150施設(R4)	冊子改訂版作成(1000部)・配布 研修会の実施(1回)、病院訪問(7箇所) 周術期口腔管理連携登録歯科医師数218人 ⇒ <b>医科歯科連携により周術期口腔管理を行う歯科診療所の数</b> <b>0施設(H29) → 46施設(R3)</b>
3	医療機能分化・連携推進地域移行支援事業	病院関係者やケアマネジャー、訪問看護師等多職種のネットワーク化を推進するため、拠点となる支援センターの設置に対して支援する。また、センターと連携し、実際に各地域で活動を行う地域活動拠点の機能強化等に支援することにより、慢性期病床の入院患者の在宅移行を促進する。	17,777	R4 まで 継続	—	支援センターにおける、県民、病院等医療機関、ケアマネジャー等 支援関係者からの退院支援等相談対応 58件(H30年度)→120件(R3年度) ⇒ 地域医療構想上見直しが必要な県全域の慢性期機能の病床の減少 2,348床(H26)→2,036床(R2)(R7:1,780床)	退院支援等相談対応223件(R3) ⇒ <b>病床機能報告における慢性期病床数</b> <b>2,348床(H26)→2,029床(R2) (319床減)</b>
4	医療機能多職種連携促進事業	医療や介護等関係職種の調整役を担う看護師を養成するとともに病院等での活躍の場の拡大や周知を図り、多職種間の連携を強化する。	2,411	R4 まで 継続	—	調整役を担う看護師養成人数 年間10人×4年 ⇒ 地域医療構想上見直しが必要な県全域の慢性期機能の病床の減少 2,348床(H26)→2,036床(R2)(R7:1,780床)	トータルサポートマネジャー 53人(R3) ⇒ <b>病床機能報告における慢性期病床数</b> <b>2,348床(H26)→2,029床(R2) (319床減)</b>
5	地域医療連携推進総合拠点事業	県医師会館内に設置される総合拠点において、以下の事業を行う。 ①医療機関で共有されるICTネットワークの情報のうち、処方データや検診データ等を患者が個人のスマートフォンに蓄積し、他の医療機関の受診や在宅医療での情報共有を容易にする取り組みを支援することにより、切れ目のない医療提供体制の構築に繋げる。 ②病院関係者やかかりつけ医、ケアマネジャー等多職種からの相談に対応できる総合相談窓口を設置するとともに、相談員となる介護支援専門員に医療を始めとする多職種連携への知識を深める研修を実施することにより、医療・介護連携を推進する。	4,112	R4 まで 継続	—	①研修の実施(3回) ②在宅医療総合支援事業連絡会議の実施(5回) ⇒ 地域医療構想上見直しが必要な県全域の慢性期機能の病床の減少 2,348床(H26)→2,036床(R2)(R7:1,780床)	①介護支援専門員を対象とする研修会等の実施(3回) ②在宅医療総合支援事業連絡会議はコロナ感染防止のため、実施できず ⇒ <b>病床機能報告における慢性期病床数</b> <b>2,348床(H26)→2,029床(R2) (319床減)</b>
1-2. 病床の機能再編			19,152				
6	単独支援給付金支給事業	医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編の実施に伴い、減少する病床数に応じた給付金を支給する。	19,152	R3 終了	—	対象となる医療機関数 1医療機関 ⇒ 令和3年度基金を活用し再編を行う医療機関及び病床機能毎の病床数 医療機関数 : 1医療機関 急性期病床 : 51床→39床(Δ12床)	対象となる医療機関数 1医療機関 ⇒ <b>令和3年度基金を活用し再編を行う医療機関及び病床機能毎の病床数</b> <b>医療機関数 : 1医療機関</b> <b>急性期病床 : 51床→39床(Δ12床)</b>

事業番号	事業名	事業概要	R3基金 執行額 (千円) ※繰越含む	事業 終了 継続	R4 計画 事業	事業の目標	実績 ※ R4.3末現在で判明しているもの
2. 在宅医療の充実				24,751			
7	在宅医療推進協議会設置事業	県医師会及び地区医師会における在宅医療に取り組む医師及び多職種からなる協議会の設置、地域及び全県における在宅医療の課題の検討、研修会等の開催に対し支援を行う。	1,119	R3 終了	○	全県及び10地域で在宅医療推進協議会を開催 協議会開催数 6(H29)→ 11(R4) ⇒ 訪問診療を実施する病院・診療所数 140(H27)→154(R4) 在宅看取りを実施している病院・診療所数 50施設(H27) → 56施設(R4)	全県及び4区域で在宅医療推進協議会を12回開催 ⇒ <b>訪問診療を実施する病院・診療所数</b> 140施設(H27) → 113施設(R2) <b>在宅看取りを実施している病院・診療所数</b> 50 施設(H27) → 33施設(R2)
8	在宅医療チーム形成促進事業	在宅医療チームの形成を促進することにより、在宅患者への適切なサポート体制を構築するとともに、在宅医療を提供する医師の増加を図るため、複数のかかりつけ医や多職種が連携した研修会の開催等を支援する。	597	R3 終了	○	在宅医療チームが行うグループ活動 5グループ ⇒ 訪問診療を実施する病院・診療所数 140(H27)→154(R4) 在宅看取りを実施している病院・診療所数 50施設(H27) → 56施設(R4)	在宅医療チームが行うグループ活動 2グループ ⇒ <b>訪問診療を実施する病院・診療所数</b> 140施設(H27) → 113施設(R2) <b>在宅看取りを実施している病院・診療所数</b> 50 施設(H27) → 33施設(R2)
9	在宅歯科医療連携室整備事業	歯科医療連携室を設置し、①医科・介護等との連携・調整、②在宅歯科医療希望者への歯科医師紹介、③在宅歯科医療機器の購入・貸出等を行うとともに、住民や医科、介護関係者等からなる推進協議会等を設け、事業の評価・検討を定期的に行い業務の効率化を図る。	2,934	R3 終了	○	在宅歯科医療連携室の設置・運営 1箇所 ⇒ 在宅療養支援歯科診療所の数 45施設(H28) → 51施設(R4)	在宅歯科医療連携室の設置・運営 1箇所 ⇒ <b>在宅療養支援歯科診療所の数</b> 45施設(H28) → 44施設 (R3)
10	在宅医療広域連携等推進事業	県内各保健福祉事務所において在宅医療の多職種関係者の連携会議を開催する。	183	R3 終了	○	連携会議の開催 4圏域×3回 ⇒ 訪問診療を実施する病院・診療所数 140施設(H27)→154施設(R4) 在宅看取りを実施している病院・診療所数 50施設(H27)→ 56施設(R4)	連携会議の開催 3圏域 6回 ※新型コロナウイルス感染防止のため回数が減 ⇒ <b>訪問診療を実施する病院・診療所数</b> 140施設(H27) → 113施設(R2) <b>在宅看取りを実施している病院・診療所数</b> 50 施設(H27) → 33施設(R2)
11	在宅歯科医療人材育成事業	歯科医療従事者等を対象に、高齢者の食支援や、五疾病に対応した医科歯科連携等の研修事業の実施を支援する。	408	R4 まで 継続	—	歯科医療従事者と栄養管理業務従事者の口腔支援に関する研修の実施 多職種によるグループワーク中心の研修会の実施 ⇒ 在宅療養支援歯科診療所の数 45施設(H28) → 51施設(R2)	歯科医療従事者と栄養管理業務従事者の口腔支援に関する研修会の実施 緩和ケアにおける多職種連携を中心とした研修会を実施 ※新型コロナウイルス感染防止のため回数が減・実施方法を変更 ⇒ <b>在宅療養支援歯科診療所の数</b> 45施設(H28) → 44施設 (R3)
12	在宅医療支援拠点整備事業	迅速かつ適切な在宅医療を提供するため、ウェアラブル端末やスマートフォンにより在宅患者の生態情報を取得し、AIを用いてリアルタイムに医療判断を行う在宅医療支援拠点の整備に対し助成する。	3,639	R4 まで 継続	—	ウェアラブル端末により生態情報を取得する患者数 50人(R4) ⇒ ・訪問診療を実施する病院・診療所数 140施設(H27) → 154施設(R2) ・在宅看取りを実施している病院・診療所数 50施設(H27) → 56施設(R2)	ウェアラブル端末により生態情報を取得する患者数(実証実験) 20人(R3) ⇒ <b>訪問診療を実施する病院・診療所数</b> 140施設(H27) → 113施設(R2) <b>在宅看取りを実施している病院・診療所数</b> 50 施設(H27) → 33施設(R2)
13	訪問看護推進事業	・県内の在宅医療の推進を図るため、医療機関・訪問看護ステーション・居宅介護支援事業所、市町村、保健所等で構成する訪問看護推進協議会で、訪問看護に関する課題や対策等を協議する。 ・県民や看護職、支援関係者を対象に、在宅医療の推進に不可欠な訪問看護の充実を図るため、研修・普及啓発等を実施する。	1,201	R3 終了	○	・訪問看護推進協議会の開催回数(9人×2回) ・訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師相互研修の受講者数(定員20人×5日) ・訪問看護管理者研修の参加者数(40人) ・在宅ターミナルケア普及事業 講演会の開催(100人×1回)、研修会の開催(50人×1回)、パンフレット作成配布(2回、800枚) ⇒ 新人訪問看護師の確保 20人(H28年度)	・訪問看護推進協議会の開催回数(委員8人×1回開催) ・訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師相互研修の受講者数(9人修了) ・訪問看護管理者研修の参加者数(13人修了) ⇒ <b>24時間体制の訪問看護ステーション数</b> 40施設(H27) → 施設57(R3)
14	在宅医療推進支援事業	自院の看護師の特定行為研修に要する経費を負担した医療機関に対し助成する。	6,928	R5 まで 継続	—	特定行為研修終了看護師数 30人(R5) ⇒ 特定行為研修修了看護師在籍病院数 6施設(R2) → 30施設(R5)	特定行為研修終了看護師数 7人(R3)※延べ人数17人 ⇒ <b>特定行為研修修了看護師在籍病院数</b> 7施設(R2) → 7施設(R3)

令和3年度地域医療介護総合確保基金事業の実施状況

資料2

事業番号	事業名	事業概要	R3基金 執行額 (千円) ※繰越含む	事業 終了 継続	R4 計画 事業	事業の目標	実績 ※ R4.3末現在で判明しているもの
15	医療と生活をつなぐ看護人材育成事業	在宅療養者の抱える問題に対応できる人材を育成するための研修や、訪問看護師の養成研修・教育研修等を実施する。	2,755	R3 終了	○	・訪問看護師動機付け研修(計2日間・20人) ・新人訪問看護師教育研修(計4回・14人) ・新人訪問看護師採用育成支援研修(計29人) ・訪問看護師養成研修(計14日間・40人) ・在宅療養者関係職員研修(2日間・50人) ⇒ 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数 40施設(H27)→50施設(R2)	・訪問看護師動機付け研修(新型コロナ感染防止のため実習は中止、webでの講義のみ1日実施 受講者73人) ・新人訪問看護師教育研修(10人修了) ・新人訪問看護師採用育成支援研修(11人修了) ・訪問看護師養成研修(21人修了) ⇒ <b>24時間体制をとっている訪問看護ステーション数 40施設(H27)→57施設(R3)</b>
16	在宅歯科医療普及啓発事業	在宅歯科医療の理解を促し、高齢期に必要な歯科医療が提供されるよう、住民への普及啓発に支援する。	130	R4 まで 継続	—	住民を対象とする出前講座の開催(5回/年) 歯科医療関係者が演じる寸劇動画の上映 ⇒ 訪問歯科診療を受けた患者数(レセプト件数)の増加 24,724(H28) → 30,000(R4)	・出前講座を3回実施し、その際寸劇DVDを上映 ※新型コロナ感染防止のため回数が減 ⇒ <b>訪問歯科診療を受けた患者数(レセプト件数)の増加 24,724(H28) → 28,340(R2)</b>
17	在宅医療人材育成事業	在宅医療の参入メリットや、在宅医療を実施するための運営上のノウハウ等を習得する機会を設けるとともに、参入意欲を有する医療機関に対しアドバイザーの派遣等の個別支援を行う。	4,857	R3 終了	○	在宅医療に関する調査・課題分析 医療機関向け基礎的研修会の開催 ⇒ 訪問診療を実施する病院・診療所数 140施設(H27) → 154施設(R4)	在宅医療に関する調査・課題分析 医療機関向け基礎的研修会の開催(全4回・オンライン開催) ⇒ <b>訪問診療を実施する病院・診療所数 140施設(H27) → 113施設(R2)</b>
3. 医療従事者の確保・養成			559,433				
18	地域医療支援センター運営事業	・医師の地域偏在の解消と定着を図るため、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保を支援する。 ・県内の医師不足状況の把握分析を進めるとともに、若手医師を地域の医療機関に誘導するため、地域枠医学生等に対する面談等を実施する。 ・地域の医療機関における研修体制を整備するため、臨床研修指導医講習会を開催するとともに、若手医師を対象とした講習会を実施する。	21,230	R3 終了	○	地域医療支援センターの運営 ・地域枠医学生等への面談者数 40人 ・地域医療機関への斡旋等医師数 10人 ・臨床研修指導医講習会の開催 1回(25人) ・若手医師医療技術向上研修会の開催 1回(50人) ⇒ 医師の地域偏在の解消 [医療圏別人口10万人あたり医療施設従事医師数の比較] ・中北区域/峡東区域 1.5倍(R2)→1.5倍以下(R4) ・中北区域/峡南区域 2.6倍(R2)→2.6倍以下(R4) ・中北区域/富士・東部区域 2.0倍(R2)→2.0倍以下(R4)	地域医療支援センターの運営 ・地域枠医学生等への面談者数 43人 ・地域医療機関への斡旋等医師数 10人 ・臨床研修指導医講習会の開催 1回(28人) ・若手医師医療技術向上研修会の開催 1回(60人) ⇒ <b>医師の地域偏在の解消 [医療圏別人口10万人あたり医療施設従事医師数の比較] ・中北区域/峡東区域 1.5倍(R2)→1.5倍(R4) ・中北区域/峡南区域 2.6倍(R2)→2.6倍(R4) ・中北区域/富士・東部区域 2.0倍(R2)→2.0倍(R4)</b>
19	医師派遣推進事業	医師派遣調整検討委員会における協議を踏まえ、医師不足病院に対し医師派遣を行う山梨大学の運営等に対し支援する。	75,000	R3 終了	○	派遣医師数 10人 ⇒ 医師の地域偏在の解消 [医療圏別人口10万人あたり医療施設従事医師数の比較] ・中北区域/峡東区域 1.5倍(R2)→1.5倍以下(R4) ・中北区域/峡南区域 2.6倍(R2)→2.6倍以下(R4) ・中北区域/富士・東部区域 2.0倍(R2)→2.0倍以下(R4)	派遣医師数 10人 ⇒ <b>医師の地域偏在の解消 [医療圏別人口10万人あたり医療施設従事医師数の比較] ・中北区域/峡東区域 1.5倍(R2)→1.5倍(R4) ・中北区域/峡南区域 2.6倍(R2)→2.6倍(R4) ・中北区域/富士・東部区域 2.0倍(R2)→2.0倍(R4)</b>
20	医療勤務環境改善支援センター運営事業	医療機関における勤務環境改善の自主的な取組を支援するためのセンターを設置し、マネジメントシステムの普及・導入支援、相談対応、情報提供等を実施する。	227	R3 終了	○	医療勤務環境改善支援センターの支援により勤務環境改善計画を策定する医療機関数 3施設 ⇒ 病院看護職員離職率 7.9%(H28)→7.9%以下(R4)	医療勤務環境改善支援センターの支援により勤務環境改善計画を策定する医療機関数 3施設 ⇒ <b>病院看護職員離職率 7.9%(H28) → 8.9%(R2)</b>
21	医師修学資金貸与事業	医師の県内定着を促進し、医師不足や地域及び診療科の偏在を是正するため、地域枠入学者に対し修学資金の貸与を行う。	121,680	R3 終了	○	医師修学資金貸与者数 39(人) ⇒ 県内医師数 1,943人(R元)→2,075人(R18)	医師修学資金貸与者数 39(人) ⇒ <b>人口10万人対の医師数は年々増加している。 (H26:230.2 H28:239.8 H30:246.8) ※国よりR2年度の標準化医師数の提示なし</b>
22	医療従事者確保対策事業 (医療従事者の心のサポート体制構築支援事業)	医療有害事象発生時のファーストエイドを適切に行うため、ピアサポート体制の構築に支援する。	928	R3 終了	○	ピアサポーター研修会の開催 1回/年 ⇒ 医療施設従事医師数 1,924人(H28)→2,099人(R5) 就業看護職員数(常勤換算後) 11,187人(H30) → 12,008人(R7)	ピアサポーター研修会の開催 1回 ⇒ <b>看護職員離職率 R1:9.8% → R2:9.4% (医師数の最新値が公表されていないため、代替指標)</b>

令和3年度地域医療介護総合確保基金事業の実施状況

資料2

事業番号	事業名	事業概要	R3基金 執行額 (千円) ※繰越含む	事業 終了 継続	R4 計画 事業	事業の目標	実績 ※ R4.3末現在で判明しているもの	
23	医療従事者確保対策事業 (外国人患者受入体制整備 推進事業)	外国人患者が来院した際、対応者が負担なく意思疎通を図るため、翻訳機等を 購入する経費に支援する。	・補助率 1/2 ・事業主体 医療機関	3,398	R3 終了	○	翻訳機等導入医療機関数 141施設/3年 ⇒ 医療施設従事医師数 1,924人(H28)→2,099人(R5) 就業看護職員数(常勤換算後) 11,187人(H30) → 12,008人(R7)	翻訳機等導入医療機関数 47施設 ⇒ 外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関登録数 R1末:33 → R3末:41
24	産科医確保臨床研修支援事 業	・医師の地域偏在の解消に向け、医学生への地域医療への意識付けを図るため、 山梨大学地域枠医学生等を対象に、地域の医療機関を活用した継続的な体験 実習の実施を支援する。	・補助率 10/10 ・事業主体 山梨大学	3,616	R3 終了	○	新たな後期研修医の確保2人 ⇒ 産科医師数 61人(H30)→ 63人以上(R3)	新たな後期研修医の確保(3人) ⇒ 産科医師数の維持・確保 61人(H30)→63人(R元)
25	産科医等分娩手当支給事業	産科医師等に対し分娩手当を支給する医療機関を支援する。	・補助率 2/3、1/3 ・事業主体 分娩取扱医療機関	29,813	R3 終了	○	分娩手当支給者数 65人 ⇒ 産科医師数 61人(H30)→ 63人以上(R3)	手当支給者数 66人、手当支給施設数 17施設 ⇒ 産科医師数の維持・確保 61人(H30)→63人(R元)
26	NICU入室児担当手当支給事 業	新生児医療担当医師に対し手当を支給する医療機関を支援する。	・補助率 1/3 ・事業主体 NICUを有する医療機関	520	R3 終了	○	NICU入室児担当手当支給数 7人 ⇒ 新生児医療担当医師数 35人(H30)→ 35人以上(R3)	新生児医療担当医10人への手当支給 ⇒ 新生児医療担当医師数の維持・確保 現状35人(H30)→34人(R元)
27	小児救急医療体制確保事業 (小児救急医療体制整備事 業)	休日・夜間に、小児科を標榜する病院等が輪番制により小児患者を受け入れる 体制を整備するための経費に支援する。	・補助率 2/3 ・事業主体 小児救急医療事業推進 委員会	35,605	R3 終了	○	小児二次救急輪番体制の維持確保 参加病院数 7病院(H29)→ 7病院(R3) ⇒ 小児二次救急輪番病院の小児科医師数 37人(H29)→ 39人(R3)	小児二次救急輪番体制の維持確保 参加病院数 7病院(H29)→ 7病院(R2) ⇒ 小児二次救急輪番病院の小児科医師数 37人(H29)→ 38人(R3)
28	小児救急医療体制確保事業 (小児救急電話相談事業)	休日・夜間に、小児患者の保護者等向けの専門の看護師による電話相談体制を 整備する。	・事業主体 甲府市医師会 (委託事業)	22,594	R3 終了	○	小児救急電話相談員数 11人(H30)→11人(R3) ⇒ 小児二次救急輪番病院の小児科医師数 37人(H29)→ 39人(R3)	継続的な小児救急電話相談の実施日数・相談件数 年間365日、相談件数9,985件 ⇒ 電話相談のうち、翌日以降の受診又は受診不要と回答した割 合 27.0%(H28)→30.8%(R3)
29	救急搬送受入支援事業	患者の疾病別の搬送のルール化や最終受入医療機関の継続的な確保など救 急患者の受入体制を整備することにより、受入医療機関の医師のスキルアップを 図るとともに、救急専門医の負担を軽減し人材の確保を行う。	・補助率 1/3 ・事業主体 最終受入医療機関	19,651	R3 終了	○	救急搬送受入困難事例の対象となる救急搬送1件あたりの平 均受入要請回数 1.5回(H30)→ 1.4回(R3) ⇒ 救急専門医 20名(R元) → 21名(R3)	救急搬送受入困難事例の対象となる救急搬送1件あたりの平 均受入要請回数 1.5回(H30)→ 1.4回(R3) ⇒ 救急専門医 20名(R元) → 21名(R3)
30	新人看護職員研修事業	・施設での新人看護職員に対する臨床研修実施への支援を行うとともに、自施 設では研修を完結できない小規模病院に対する新人看護職員を対象とした合同 研修を実施する。 ・実地指導者、新人看護師指導担当者等への研修の実施により、適切な研修実 施体制を確保する。	多施設合同研修、教育担当者研修 ・事業主体 県立大学(委託事業) 新人看護職員卒業後研修 ・補助率 1/2 ・事業主体 各医療機関 新人看護師指導担当者研修 ・事業主体 県看護協会(委託事業)	12,363	R3 終了	○	看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止を図るた めに実施する各研修の実施回数 ・多施設合同研修の実施 (6日間・50人) ・教育担当者研修の実施 (6日間・30人) ・新人看護職員卒業後研修の実施 (20病院・計338人) ・新人看護師指導担当者研修の実施 (3日間・70人) ⇒ 就業看護職員数(常勤換算後) 11,187人(H30) → 12,008人(R7)	看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止を図るた めに実施する各研修の実施回数 ・多施設合同研修の実施 (6日間・38人) ・教育担当者研修の実施 (6日間・12人) ・新人看護職員卒業後研修の実施 (20病院・計338人) ・新人看護師指導担当者研修の実施 (3日間・27人) ⇒ 就業看護職員数(常勤換算後) 9,830.9人(H28年) → 10,272.3人(R2年)

令和3年度地域医療介護総合確保基金事業の実施状況

資料2

事業番号	事業名	事業概要	R3基金執行額(千円) ※繰越含む	事業終了・継続	R4計画事業	事業の目標	実績 ※ R4.3末現在で判明しているもの
31	看護職員資質向上推進事業	看護職のラダーや職能別の研修、実習施設の指導者への研修、潜在看護職員等の有資格看護職者を対象とした復職支援研修を実施するとともに、認定看護師の養成を支援する。	5,072	R3 終了	○	看護職員の資質向上を図るために実施した各研修の実施回数 ・看護職員実務研修の実施(2~5日間・計200人) ・潜在看護職員復職研修事業(3~5日間・計20人) ・看護職員実習指導者講習会の実施(長期30日間・40人、特定分野10日間・12人) ・看護職員専門分野研修の実施(認知症看護 7か月間・計30人) ⇒ 就業看護職員数(常勤換算後) 11,187人(H30) → 12,008人(R7)	看護職員の資質向上を図るために実施した各研修の実施回数 ・看護職員実務研修の実施(2~5日間・計203人) ・潜在看護職員復職研修事業(3~5日間・計1人) ・看護職員実習指導者講習会の実施(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止) ・看護職員専門分野研修の実施(認知症看護 7か月間・計27人) ⇒ <b>就業看護職員数(常勤換算後)</b> <b>9,830.9人(H28年) → 10,272.3人(R2年)</b>
32	看護職員確保対策事業 (看護の心の健康相談事業)	県内の看護職員を対象に、仕事に関する悩みや不安を気軽に相談できるよう臨床心理士による相談窓口を設置し、心の悩みを解消する。	508	R3 終了	○	就業継続のために実施した看護職の心の健康相談の実施回数 月1回(毎月実施) ⇒ 就業看護職員数(常勤換算後) 11,187人(H30) → 12,008人(R7)	就業継続のために実施した看護職の心の健康相談の実施回数 月1回(毎月実施) ⇒ <b>就業看護職員数(常勤換算後)</b> <b>9,830.9人(H28年) → 10,272.3人(R2年)</b>
33	看護職員確保対策事業 (ナースバンク事業)	ナースセンターのナースバンク事業において、離職者等を含めた未就業者に対する就業支援を強化する。 (ナースバンク事業における第5次NCCS更新・運用等に要する経費)	1,048	R3 終了	○	ナースセンターの就業相談における就業者数 264人(R1) → 270人以上(R3) ⇒ 就業看護職員数(常勤換算後) 11,187人(H30) → 12,008人(R7)	ナースセンターの就業相談における就業者数 279人(R2) → 358人(R3) ⇒ <b>就業看護職員数(常勤換算後)</b> <b>9,830.9人(H28年) → 10,272.3人(R2年)</b>
34	看護職員確保対策事業 (ナースセンター・ハローワーク連携相談支援事業)	潜在看護職員の再就業を効果的に進めるため、ナースセンターと公共職業安定所(ハローワーク)が連携し、情報共有を行うとともに、ハローワークを巡回し就業相談を実施する。	898	R3 終了	○	ハローワークにて実施する就業相談の実施回数 県内7箇所 月1回・相談件数 92件/年 ⇒ 就業看護職員数(常勤換算後) 11,187人(H30) → 12,008人(R7)	ハローワークにて実施する就業相談の実施回数 県内7箇所 月1回・相談件数 101件/年 ⇒ <b>就業看護職員数(常勤換算後)</b> <b>9,830.9人(H28年) → 10,272.3人(R2年)</b>
35	看護師等養成所運営費補助事業	看護学生の看護実践能力の向上を図るため、看護師等養成所における専任教員の配置や実習経費など養成所の運営を支援する。	94,094	R3 終了	○	当該補助により看護師等養成を行った施設数(3施設) ⇒ 養成所卒業生県内就業率 62.2%(R2年度卒業生) → 62.2%以上(R3年度卒業生)	運営を支援した看護師等養成所(3施設) ⇒ <b>養成所卒業生県内就業率</b> <b>73.2%(R1) → 83.9%(R2)</b>
36	病院内保育所運営費補助事業	勤務環境の改善を行う医療機関のうち、院内保育所の運営により改善を進める民間医療機関の取組を支援する。	28,248	R3 終了	○	当該補助により院内保育所を運営した施設数(5施設) ⇒ 就業看護職員数(常勤換算後) 11,187人(H30) → 12,008人(R7)	当該補助により院内保育所を運営した施設数(5施設) ⇒ <b>就業看護職員数(常勤換算後)</b> <b>9,830.9人(H28年) → 10,272.3人(R2年)</b>
37	歯科衛生士確保対策事業	歯科衛生専門学校において実践的で質の高い教育を行うため、実習室の整備や教育環境の充実に支援する。	8,414	R3 終了	○	歯科衛生専門学校の整備 1カ所 ⇒ 在宅療養支援歯科診療所の数 45施設(H27) → 51施設(R2)	・歯科衛生専門学校の施設整備 1箇所 ⇒ <b>在宅療養支援歯科診療所の数</b> <b>45施設(H28) → 44施設(R3)</b>
38	発達障害児医療支援ネットワーク構築事業	・児童精神科医の不足により十分なサービスが提供できていない発達障害について、地域の小児科医が発達障害の診療等が担えるよう、基礎的知識や診断、治療についての研修会を開催する。 ・専門医療機関と地域の小児科医との連携体制を確保するため、作成した医療連携パスの普及や改善を進める。 ・円滑かつ速やかな診療体制を整備するため、地域小児科医と連携実績を重ね、医療連携のための基準を明確にしなが、その評価、検証を行う。	58	R4 まで継続	—	こころの発達総合支援センターを中心とした、地域の小児科医等を対象とした発達障害や心のケアに係る症例検討・研修会の開催 ⇒ ・発達障害等に係る知識・技能の習得に取り組む地域の小児科医の増加 18名(平成29年度) → 26名以上(令和4年度) ・発達障害等の診療を標榜する医療機関 13箇所(H26) → 14箇所以上(令和4年度)	こころの発達総合支援センターを中心に、地域の小児科医等と連携推進を図る「子どもの発達を考える医療連携会議」を開催。発達障害や心のケアに係る症例検討・研修会の実施。年4回以上 R3実績 連携会議3回+研修会1回 23名の小児科医がメンバー 地域の小児科医の公表に向けたパネルディスカッション 19カ所の地域の小児科医の公表 <b>・発達障害等に係る知識・技能の習得に取り組む地域の小児科医の増加</b> <b>18名(平成29年度) → 24名(令和3年度)</b> <b>・発達障害等の診療を標榜する医療機関</b> <b>13箇所(H26) → 15箇所(令和3年度)</b>

令和3年度地域医療介護総合確保基金事業の実施状況

資料2

事業番号	事業名	事業概要	R3基金 執行額 (千円) ※繰越含む	事業 終了 継続	R4 計画 事業	事業の目標	実績 ※ R4.3末現在で判明しているもの
39	心身障害児者歯科診療体制強化事業	県内で障害者に対する歯科治療における静脈内鎮静法を施術できる歯科医師等を育成するための研修に支援する。	2,387	R5 まで 継続	—	口腔保健センター心身障害児者静脈内鎮静法歯科治療担当 歯科医師数 0名(H30)→3名(R5) ⇒ 口腔保健センター心身障害児者歯科診療利用者数 山梨口腔保健センター 1,513人(H29)→2,000人(R5)	口腔保健センター心身障害児者歯科診療利用者数 1,513人(H29) → 2,430人(R3)
40	看護師等勤務環境改善支援事業	・看護職員が働きやすい職場環境を整備するため、医療機関が行う施設や設備の整備に対して支援する。 ・短時間勤務正規職員制度等、看護職員の処遇改善に資する新たな雇用条件を就業規則により制度化する医療機関に対し、制度導入により増加する経費に対して支援する。	71,541	R3 終了	—	ナースセンター等の施設設備の改修に取り組む医療機関数 年 4箇所 就業規則等の改定で処遇改善に取り組む医療機関 年2箇所 ⇒ 立入検査結果(ナースステーションの改善が必要な施設) 12箇所(H30)→ 0箇所(R4) 就業看護職員数(常勤換算後) 9,830.9人(H28) → 10,742.5人(R5)	ナースセンター等の施設設備の改修 30箇所(R3) ⇒ 就業看護職員数(常勤換算後) 9,830.9人(H28年) → 10,272.3人(R2年)
41	口腔健康管理実施のための人材育成事業	障がい児・者施設、高齢者施設等日常的に支援が必要な人に接する施設の医療従事者等を対象に、口腔機能低下症や口腔機能発達不全への理解を深め、口腔健康管理の知識と技術を習得させるため、歯科専門職による研修会を開催する。	540	R3 終了	—	研修会の実施 4回/年(全体講義:300人/1回、対象者別: 300人/3回) 受講者数 600人/2年 ⇒ 進行した歯周炎を有する者の割合 40歳代:66.7%(H29)→ 25%(H34) 60歳代:82.7%(H29)→ 45%(H34) 口腔機能の維持・向上(60歳代における咀嚼良好者の増加) 73.6%(H26)→ 80%(H34)	検討委員会の実施 1回 研修会の実施 4回(受講者数 389人) ⇒ 進行した歯周炎を有する者の割合 40歳代:66.7%(H29)→ 25%(R4) 60歳代:82.7%(H29)→ 45%(R4) 口腔機能の維持・向上(60歳代における咀嚼良好者の増加) 73.6%(H26)→ 80%(R4)
4. 勤務医の労働時間短縮			8,659				
42	地域医療勤務環境改善体制整備事業	医師の労働時間短縮に向けた取組として、医療機関が作成した「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」に基づく取組を総合的に実施する事業に対し助成する。	8,659	R3 終了	○	対象となる医療機関数 6 ⇒ 救急医療機関で救急車受入件数1000以上2000件未満、又は救急車受入件数1000件未満で夜間・休日・時間外入院件数が500件以上の医療機関において、客観的な労働時間管理方法を導入している医療機関の増加	「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」に基づく取組を総合的に実施する医療機関への助成(R3:1医療機関)
合 計			692,623				